

低所得世帯に係る均等割・平等割の軽減は、以下の表の基準を満たす世帯について適用されます。

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
令和6年度	軽減判定所得 ≦〔給与所得者等の数(※1)－1〕 ×10万円＋43万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×29.5万円＋(給与所得者等の数－1) ×10万円＋43万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×54.5万円＋(給与所得者等の数－1) ×10万円＋43万円
令和5年度	軽減判定所得 ≦〔給与所得者等の数(※1)－1〕 ×10万円＋43万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×29万円＋(給与所得者等の数－1) ×10万円＋43万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×53.5万円＋(給与所得者等の数－1) ×10万円＋43万円
令和4年度	軽減判定所得 ≦〔給与所得者等の数(※1)－1〕 ×10万円＋43万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×28.5万円＋(給与所得者等の数－1) ×10万円＋43万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×52万円＋(給与所得者等の数－1) ×10万円＋43万円
令和3年度	軽減判定所得 ≦〔給与所得者等の数(※1)－1〕 ×10万円＋43万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×28.5万円＋(給与所得者等の数－1) ×10万円＋43万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×52万円＋(給与所得者等の数－1) ×10万円＋43万円
令和2年度	軽減判定所得≦33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×28.5万円＋33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×52万円＋33万円
令和元年度 (平成31年度)	軽減判定所得≦33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×28万円＋33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×51万円＋33万円
平成30年度	軽減判定所得≦33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×27.5万円＋33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×50万円＋33万円
平成29年度	軽減判定所得≦33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×27万円＋33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×49万円＋33万円
平成28年度	軽減判定所得≦33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×26.5万円＋33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×48万円＋33万円
平成27年度	軽減判定所得≦33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×26万円＋33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×47万円＋33万円
平成26年度	軽減判定所得≦33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×24.5万円＋33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×45万円＋33万円
平成25年度	軽減判定所得≦33万円	軽減判定所得 ≦(世帯主以外の被保険者数＋旧国保加入者)×24.5万円＋33万円	軽減判定所得 ≦(被保険者数＋旧国保加入者数)×35万円＋33万円

(※1)「給与所得者等」とは、次のいずれかに該当する世帯主、被保険者及び旧国保加入者です。

- ・給与収入が55万円を超える
- ・公的年金等の収入が60万円を超える(60歳未満の場合)
- ・公的年金等の収入が125万円を超える(65歳以上の場合)

(注)表中の「被保険者数」は擬制世帯主を含みません。